

☆ここでは、今話題にのぼっている本を紹介します。

『さおだけ屋はなぜ潰れないのか？—身近な疑問からはじめる会計学』

著者 山田 真哉 / 光文社

「いまだに街で見かけるさおだけ屋さんは、どうして潰れずにあるんだろう?」といった素朴な疑問を持ったことはありませんか?この本では、日々の生活に転がっている「身近な疑問」から考え始めることで、会計の重要なエッセンスを学んでいきます。「会計学が嫌い」「会計が苦手」「会計を学んでも意味がない」と思っている方のためにあります。「会計」は決してやさしいものではありませんが、《会計の本質的な考え方》はそれほど難しくはありません。いわゆる、「会計入門書」ではありません。細かい財務諸書はひとつも出てきませんし、専門用語もそれほど多くないので、気楽にして、ひとつの読み物として読んでみてください。きっと会計に対する見方が変わるはずです。

世間の謎に興味がある方、会計初心者、雑学好き、ビジネススキルを高めたい方などにお読みいただきたい一冊です。

* Peek a Boo *

～あかちゃんとおかあさんの絵本の時間～
10月18日 (火) 10:30～11:00

☆毎月第3火曜日☆

乳幼児と保護者を対象に、1F絵本コーナーで手遊びや読みきかせをしています。どなたでもお気軽においでください。

| | | |
|------|------|----------------------------|
| 開館時間 | 本館 | 9:30～18:00 |
| | 枝川分室 | |
| 休館日 | 本館 | 毎週月曜日・祝日 館内整理日(28日 金曜日) |
| | 枝川分室 | 月・水・金・日・祝日 |
| 電話番号 | 本館 | ☎850-4360 |
| | 枝川分室 | ☎850-4350 |

<http://inolib.town.ino.kochi.jp>

男女共同参画コーナー

高知県からのお知らせ

高知県では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づき、高知県女性相談所を中心に、配偶者などからの暴力に関する相談や被害者の自立支援などに取り組みんでいます。配偶者からの暴力だけでなく男女間のトラブルや様々な問題、悩みについて、相談を受け付けています。相談は、電話相談のほか面談による相談、巡回相談なども行っております。ひとりで悩まないで是非ご相談ください。

・高知県女性相談所

高知市愛宕町3丁目12-29
☎822-15520

・相談時間

来所相談 月曜日～金曜日
8時30分～17時15分
(できるだけ予約をお願いします)

電話相談 毎日

8時30分～17時15分
18時～21時
※年末年始(12月29日～1月3日)は休みます。

・法律相談

毎月第2水曜日14時から16時まで、弁護士による相談を

・巡回相談

お受けしています。
※予約制：高知県女性相談所
で受付

| 相談窓口 | 所在地 | 電話 | 相談日時 |
|--------------------|-------------------------------|--------------|------------------------------------|
| 安芸市女性の家 | 安芸市矢ノ丸3-12-27 | 0887-34-3514 | 1.3.5.7.9.11月 第3月曜日10:00～15:00 |
| 土佐山田町 心配ごと相談所 | 香美郡土佐山田町262-1 「プラザ八王子」内 | 0887-53-5800 | 2.4.6.8.10.12月 第3月曜日10:00～15:00 |
| 須崎市 社会福祉協議会 | 須崎市山手町1-7 須崎市総合保健福祉センター内2F | 0889-42-0736 | 1.3.5.7.9.11月 第4木曜日10:00～15:00 |
| 四万十市ふれあい 相談センター | 四万十市右山五月8-3 四万十市社会福祉協議会内 | 0880-35-3011 | 2.4.6.8.10.12月 第2金曜日10:30～15:30 |

○女性相談所の相談員が相談を受けます。
○予約等は必要ありません。
○都合のよい日、場所を選んでご相談ください。

また、平成13年10月13日にDV防止法が施行されました。この法律は、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護・支援を目的としています。配偶者暴力相談支援センター(高知県女性相談所)では次のことを行っています。

- ・配偶者からの暴力に関する相談や関係機関の紹介
- ・被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導(カウンセリング)
- ・被害者及び同伴家族の一時保護
- ・被害者が自立して生活することを促進するための情報の提供や援助
- ・保護命令制度の利用についての情報の提供や援助
- ・被害者を保護する施設の利用についての情報の提供や援助

相談はすべて無料です。
秘密は守ります。